

平成27年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 教育委員会事務局 生徒指導課

1 事業概要

細事業名		スクールカウンセラー等活用事業					区	継続	
施策		221	学力の向上					分	
基本事業		22104	学びを支える環境づくりの推進						
		目標項目		25年度現状値		27年度目標値			
		1,000人あたりの暴力行為発生件数		4.7件		3.0件以下			
選択・集中									
重点化施策									
根拠 (法令等)									
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度			
	予算額 (千円)		160,953千円	160,419千円	221,626千円	222,248千円			
	決算額 (千円)	※千円	153,222千円	146,929千円					
事業の目的		<p>〈スクールカウンセラー〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●スクールカウンセラーの配置を通して、いじめや不登校など、児童生徒の心の在り方と深いかわりがある問題に対応できる学校カウンセリング体制を構築し、児童生徒の健全な心の育成を図ります。 <p>〈スクールソーシャルワーカー〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●不登校やいじめ、暴力行為、児童虐待など児童生徒の問題行動等の対応や、貧困をはじめとした家庭環境が背景にある児童生徒を支援するため、スクールソーシャルワーカーを活用し、社会福祉等の専門的な知識・技術による支援や福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用し、問題行動等の未然防止、早期解決につなげます。 ●高等学校における不登校や中途退学の解決に向け、スクールソーシャルワーカーを重点校（6校）に定期的に派遣し、関係機関等との連携による環境整備を図ることにより、生徒の学習意欲の喚起につなげます。 <p>〈学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●貧困をはじめとした家庭環境が背景にあるケース等について、児童生徒や保護者の状況を学校やスクールカウンセラーが把握し、スクールソーシャルワーカーが学校や保護者と福祉等の関係機関をつないだり、つなぎ直しをしたりすることで、それぞれの家庭に寄り添った支援体制を構築し、問題解決を図ります。 							

事業目標	<p>〈スクールカウンセラー〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●スクールカウンセラーを全中学校区に配置 ●スクールカウンセラーに対するスーパーバイザー1名を県庁に配置 <p>〈スクールソーシャルワーカー〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●スクールソーシャルワーカー8名を県庁に配置
前年度からの変更点	<ul style="list-style-type: none"> ●『学びの環境づくり支援事業』に係るモデル中学校区の成果を生かし、スクールカウンセラーの中学校区配置を全県的に進め、校区内での弾力的な運用を通じて、小学校から中学校への途切れのない支援を行い、不登校及びいじめや暴力行為等の問題行動に対して、未然防止、早期発見・早期対応を推進します。 ●児童生徒の問題行動や不登校の背景の一つとして、貧困をはじめとする家庭的な要因が挙げられるため、スクールカウンセラーと連携したスクールソーシャルワーカーの派遣拡充に努めたい。
事業の必要性と期待される効果	<p>〈スクールカウンセラー〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各学校や中学校区へスクールカウンセラーを配置することを通して、学校教育相談体制のより一層の充実が図られます。特に、小学校からスクールカウンセラーを活用できる環境を整えることにより、増加傾向にある小学校の不登校や暴力行為等の問題行動の未然防止や早期対応など事態の悪化防止につながります。 ●感情や情緒面等からくる不登校や中途退学等の課題の解決、生徒の心身の安定に効果があがります。 ●児童生徒にとって、相談しやすい体制の整備が進み、学校におけるいじめ等の防止や、その解決を図る機能の充実とともに、児童生徒、教職員、保護者等のカウンセリングに対する認識が高まります。 <p>〈スクールソーシャルワーカー〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福祉的なアプローチが必要な家庭への支援を積極的に行うことで、児童生徒の学習環境が整備されるとともに、いじめ問題に組織的に対応できる学校内外のネットワークづくりが進みます。 ●福祉や就労に係る外部機関との連携強化や、教育相談体制の充実・活性化が図られます。そのことにより、問題行動の未然防止及び不登校、中途退学が減少します。 ●学校だけでは対応することが困難な貧困等家庭的な問題を抱える児童生徒を支援するため、スクールソーシャルワーカーがスクールカウンセラーとともに関係機関と連携し、チームとして支援を行うことにより、問題の早期解決を図ります。 <p>〈学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●スクールカウンセラーの小学校配置を進めたことによって、小学校における相談件数が大幅に増加しており、保護者や教職員の相談ニーズに対応することで、貧困家庭の児童生徒を早期の段階で把握することにつながります。 ●スクールソーシャルワーカーについても支援対象児童生徒数及び、訪問学校回数が年々増加するなど、必要性が高まっています。スクールソーシャルワーカーを1名増員する

ことで、児童生徒の家庭環境等をふまえた指導体制の充実が図られ、貧困家庭の児童生徒を早期の段階で福祉等の関係機関につなぎ、問題解決を図ります。

2 取組詳細

取組概要

〈スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策〉

- 小中高等学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教職員との相談を通じて、児童生徒の健全な心の育成を図ります。中学校区を1単位として全中学校区にスクールカウンセラーを配置することにより、途切れのない支援とスクールカウンセラーの効果的な活用を図ります。
- 県教育委員会にスクールソーシャルワーカーを1名増員し、8名配置とし、学校や市町等教育委員会からの要請に対する派遣等を通して、児童生徒の問題行動等に対応します。
- 不登校や中途退学の解決や未然防止に向け要請校への派遣に加え、県立高等学校重点校(6校)にスクールソーシャルワーカーを定期的に派遣し、福祉等の関係機関や若者就業サポートステーションと連携して、ケース会議等での指導、助言や必要に応じた家庭訪問を実施します。
- 校内におけるケース会議等において、スクールソーシャルワーカーがスーパーバイザーとして指導助言を行います。
- 学校だけでは対応が困難な貧困等家庭的な問題を抱える児童生徒を支援するため、心理の専門家であるスクールカウンセラーと福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーが、関係機関等との連携のもと、チームとして支援を行うことにより、問題の早期解決を図ります。

取組内容等

(1) スクールカウンセラー配置事業

191,193千円(127,486千円)

- 小中高等学校へスクールカウンセラーを配置し、学校教育相談体制の充実を進めます。
- 中学校区にスクールカウンセラーを配置することにより、小学校から中学校への途切れのない支援を行うとともに、中学校区での教育相談体制の充実を図ります。
- スクールカウンセラーは、児童生徒、保護者を対象にカウンセリングを行うとともに、必要に応じて専門的立場から教職員に助言・援助を行います。
- 学校やスクールカウンセラーが把握した子どもの実態から、貧困をはじめとした家庭環境が背景にあるケース等について、スクールソーシャルワーカーとの連携による問題解決を図ります。

- スクールカウンセラー配置校は、生徒指導体制におけるスクールカウンセラーの位置づけ、教職員との情報の共有、及びスクールカウンセラーから教職員への助言・援助の在り方等について、調査研究を行います。
- 学校や児童生徒への効果的な支援に係る内容の研修会を年に3回実施し、スクールカウンセラーの資質と対応力の向上を図る。
- スーパーバイザーを1名、県庁に配置し、スクールカウンセラーへのスーパーバイズと緊急時の対応を行う。

(2) スクールソーシャルワーカー派遣事業 31,055千円(20,774千円)

- スクールソーシャルワーカーを県教育委員会に配置し、児童生徒の問題背景を整理し、関係機関との連携調整をすることで、各機関の効果的な支援を行います。
- スクールソーシャルワーカーは、小中学校、県立学校における福祉的なアプローチが必要な事案に対して、具体的な指導助言を行います。
- 不登校や中途退学の解決に向けて、スクールソーシャルワーカーを県立高等学校6校に定期的に派遣して、指導助言を行います。
- スクールソーシャルワーカーは、福祉等の関係機関や若者就業サポートステーションと連携して、ケース会議等で指導助言を行うとともに、必要に応じて家庭訪問を実施します。
- 学校だけでは対応が困難な貧困等家庭的な問題を抱える児童生徒を支援するため、福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用し、問題の早期解決を図ります。

3 中間進捗情報

成果と残された課題

下半期(翌年度)に向けた改善のポイントと取組方向

[下半期]

[翌年度]

4 年間実施結果

取組結果

成果と残された課題*

(1) 成果

(2) 課題

見直しの視点^{注1}

事業目的の妥当性 県関与の必要性 手段の有効性 手段の効率性 緊要性
該当なし

総

見直しの方向

廃止(廃止) 廃止(民営化) 廃止(国へ移譲) 廃止(市町へ移譲) 廃止(休止)
見直し・縮小(要改善) 統合化(要改善) 終期設定(要改善) 現行通り 拡充

合

民間活力の活用^{注2}

人材派遣 委託 P F I等 指定管理者制度 地方独立行政法人 現行通り

判

今後に向けた改善のポイントと取組方向*

(1) 見直しの視点・方向、民間活力の活用の判断理由

断

(2) 課題への対応

【注1】

①各事業を別紙「事務事業の見直しの視点」の5つの視点に基づいてチェックし、それぞれの視点から問題がないかを検証します。問題があると判断した場合は、「見直しの視点」に該当する項目に■を記入してください。(細々事業単位で方向性が異なる場合は複数選択可)

② 上記①の結果を踏まえ、別紙「事務事業見直しの判断基準」のどの観点から事業を見直すかを検証し、「見直しの方向」の該当する項目に■を記入します。(細々事業単位で方向性が異なる場合は複数選択可)

【注2】詳細は、別紙「三重県民間活力等活用指針(仮称)」を参照し、あてはまるものに■を記入します(重複可)